

## 平成30年度 国民健康保険特別会計 予算内示 事業別概要書 (当初)

款	3. 国民健康保険事業費納付金	大事業	1. 国民健康保険事業費納付金 (一般支援分)
項	2. 後期高齢者支援金等分	中事業	
目	1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分	担当所属	健康保険課

予算種別	補助/単独	事業区分	前年度 当初予算額	増減額	前々年度 決算額	実施計画	5年間計画額	
							平成28年度	平成29年度
経常	補助	通常	0	0	0		-	-
							-	-
							-	-
							-	-

本年度事業費	(歳入)	(歳出)
本年度当初要求額	97,585	
本年度当初査定額	97,587	1,011,472

財源内訳	繰入金					その他	一般財源
本年度当初要求額	0					97,585	△97,585
本年度当初査定額	97,587					0	913,885

<事業に関する説明>

<p>(事業の概要) ・国民健康保険法第75条の7第2号の規定により、千葉県へ国民健康保険事業費納付金を納付します。(平成30年度からの新規事業)</p>	<p>(事業の目的) ・千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、千葉県へ国民健康保険事業費納付金を納付します。</p>	<p>(事業の効果) ・千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てられ、市の保険給付費の支出に対する安定が図られます。</p>
<p>(事業実施上の問題点) ・国民健康保険事業費納付金を納付するための費用を保険料等により賄うため、収入の確保に努める必要があります。</p>	<p>(前年度からの見直し点)</p>	<p>(見積についての特記事項) ※千葉県が示した平成29年度ベースの試算値 11月に仮算定が示される予定です。</p>

節	本年度 当初査定額	前年度 当初予算額	増減額
19	1,011,472	0	1,011,472

特定財源	款	項	目	節	細節	細々節	歳入特定財源科目名称	本年度	本年度	前年度	増減額
								要求額	査定額	予算額	
	06	02	01	01	01	00	保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	46,936	46,937	0	46,937
	06	02	01	02	01	00	保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	50,649	50,650	0	50,650
差引一般財源								△97,585	913,885	0	913,885